

外貨預金規定集

○ 共 通	1 頁
○ 外貨普通預金	3 頁
○ スーパー外貨定期預金【通帳式】	4 頁

お客さまへ

この規定集には、上記の各取引規定が掲載してあります。この規定に基づきお取扱いいたしますので、該当の取引規定をご一読くださいますようお願いいたします。

共 通

1. (準拠法令、預入・払戻し等)

- (1) この預金の預入、払戻し、および利息支払等にかかる一切の取引は、「外国為替および外国貿易法」ならびに同法に基づく命令規則等（以下「外為法令」といいます。）により取扱います。将来外為法令が変更された場合も同様とします。
- (2) 外国為替市場の動向、金融情勢いかなによっては、当行はこの預金の取扱をしない場合があります。
- (3) 当行がこの預金の残高をこの預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行はこの預金の通貨または当行所定の外国為替相場により換算したこの預金の通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組合わせのいずれをもつても支払うことができるものとします。
- (4) 預金の払戻しを受けることについて正当な権利を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (相場・手数料)

- (1) この預金の受入れ、支払いを他の通貨を対価として行うときは、当行所定の為替相場により換算いたします。
- (2) この預金の受入れ、支払いについて当行所定の手数料をいただくことがあります。

3. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳または印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める場合があります。

4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

5. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人の預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれに係る手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気付いてから速やかに当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対して、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署の被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳を盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合

(2024.01)

には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払い戻し請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

6. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第8条第2項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第2項第1号、第2号および第3号のひとつにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前三項に基づく取引等の制限を解除します。

8. (解約等)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項に基づく通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ 前条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に亘って解消されない場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑦ 前記第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (2) 前項のほか、次の各号のひとつにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を棄損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

9. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 既に補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (預金保険制度の対象について)

この預金は、預金保険の対象とはなっておりません。

13. (差引計算等)

- (1) 当行が弁済期の到来した債権を有しているときは、当行はいつでも当行所定の方法により、この預金を相殺または弁済に充当することができます。
- (2) 前項のほか、相当の事由が生じたときは、当行はいつでもこの預金を解約できるものとします。
- (3) 第1項および第2項の場合、通帳・払戻請求書は不要とし、換算相場は第2条第1項に準じて取扱います。

14. (裁判管轄権等)

この規定の解釈は、日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15. (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの一般の利益に適合するとき、または、その他相当の事由がある場合で、当行とお客さまが契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる諸事情に照らし、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

外貨普通預金

1. (口座への受入れ)

- (1) この預金に受入れできるものは次の通りです。
 - ①現金および外国通貨
 - ②当店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」という）
 - ③為替による振込金（外国からの振込みを含み、他店券による振込みを除く）
- (2) 手形要件、小切手要件の白地は予め補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものについては、その手続きを済ませてください。
- (4) 手形・小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

2. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、予め書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

3. (預金の払戻し)

この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに当店へ提出してください。

4. (利息)

(2024.01)

この預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって計算の上、この預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

5. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参の上、当店に申出てください。
- (2) この預金が、当行の別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (3) 共通第8条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参の上、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知書は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、通帳と届出印を押印した払戻請求書を直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

スーパー外貨定期預金【通帳式】

1. (預金の受入れ)

- (1) この預金に受入れできるものは次の通りです。
 - ① 現金および外国通貨
 - ② 当店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」という）
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消した上、当店で返却します。

2. (預金の解約、中途解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金は、原則満期日前に解約することはできません。当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約し、当行に損害金が発生した場合は、その損害金を負担いただく場合があります。

3. (自動継続と預金の支払時期)

- (1) 自動継続扱いとした場合は、この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー外貨定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 自動解約入金扱いとした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金を同一の通帳で取扱う外貨普通預金口座に入金するものとします。
- (5) 自動継続でない場合、この預金は、通帳記載の満期日以後に支払います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの期間、通帳記載の利率（継続後の預金については第3条第2項の利率）および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続における外貨普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通第8条第1項並びに第2項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2024.01)

5. (先物外国為替取引に関する約定書)

この預金について為替予約を締結する場合には、別に差し入れた「外国為替予約取約定書」の各条項に従い取り扱います。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知書は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、通帳と届出印を押印した払戻請求書を直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上